

青森県報

第二千九百八十四号

平成二十年
九月十二日
(金曜日)

目次

告 示

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律による公聴会の開催……………(自然保護課) ……一

生活保護法による施術者の指定……………(健康福祉課) ……一

介護保険法による指定居宅サービス事業者の居宅サービス事業の廃止の届出……………(高齢福祉課) ……二

介護保険法による指定介護予防サービス事業者の介護予防サービス事業の廃止の届出……………(同) ……二

保安林の指定解除予定……………(林政課) ……二
道路の区域の変更……………(道路課) ……二
道路の供用の開始……………(同) ……三

公 告

県営土地改良事業計画の決定……………(農村整備課) ……三

公 安 委 員 会

警備員指導教育責任者講習(新規取得講習)の実施……………(生活安全課) ……三

警備員指導教育責任者講習(追加取得講習)の実施……………(同) ……五

海区漁業調整委員会

会長及び会長代理就任の公示(東部海区)……………(事務局) ……六
会長及び会長代理就任の公示(西部海区)……………(同) ……六

告 示

青森県告示第六百二十九号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第十二条第六項において準用する同法第七条第四項の規定により次のとおり公聴会を開催するので、青森県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則(昭和三十四年四月青森県規則第三十八号)第六条第一項の規定により公示する。

平成二十年九月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 日時及び場所

1 日時

平成二十年十月十四日(火)午後一時三十分

2 場所

青森県庁舎西棟八階中会議室

二 公聴会において意見を聴こうとする案件

オスギジ、オスヤマドリの捕獲期間の制限について

青森県告示第六百三十号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十五条において準用する同法第四十九条の規定により、医療扶助のための施術を担当させる者を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十年九月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名	住所	施術所名称	施術所の所在地	指 定 年 月 日
大石博文	北津軽郡中泊町大字小泊字小泊一六	グリーンはりきゅう整骨院	埼玉県草加市谷塚一〇一	平成二〇・六・一〇

前田光敏 成田亮一	弘前市大字桔梗野 五丁目八の六 十和田市大字伝法 寺字羽立五の三	前田整体指 院 成田整骨院	弘前市大字桔梗野 五丁目八の六 十和田市大字伝法 寺字羽立五の三	二〇・七 一 二〇・七 三
--------------	---	---------------------	---	------------------------

青森県告示第六百三十一号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十五条の規定により、次の指定居宅サービス事業者から居宅サービス事業を廃止した旨の届出があったので、同法第七十八条第二号の規定により公示する。

平成二十年九月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は 氏名	主たる事務所の 所在地又は住所	居宅サ ビスの種 類	居宅サ ビス事業を行う 所	年 月 日 止
有限会社大 地	弘前市大字旭ケ 丘一丁目九の二	訪問介護	ヘルパ イ シ ヨ ン だ い ち	平成 二〇・八 三

青森県告示第六百三十二号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百十五条の五の規定により、次の指定介護予防サービス事業者から介護予防サービス事業を廃止した旨の届出があったので、同法第百十五条の九第一号の規定により公示する。

平成二十年九月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は 氏名	主たる事務所の 所在地又は住所	介護予 防サ ビスの種 類	介護予 防サ ビス事業を 行う 所	年 月 日 止
社会福祉法 人青森社会 福祉振興団	むつ市十二 林一 の 一 三	介護予 防	みちのく 中央デイ サービス センター	平成 二〇・八 一

有限会社大 地	弘前市大字旭ケ 丘一丁目九の二	介護予 防 訪問 介護	ヘルパ イ シ ヨ ン だ い ち	弘前市大字旭ケ 丘一丁目九の二	二〇・八 三
------------	--------------------	----------------------	--	--------------------	-----------

青森県告示第六百三十三号

次のとおり森林について保安林の指定を解除する予定であるので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成二十年九月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 解除予定保安林の所在場所
つがる市豊富町屏風山一の三三四（次の図に示す部分に限る。）
 - 二 保安林として指定された目的
風害の防備
 - 三 保安林を解除しようとする理由
公共施設用地とするため
- （「次の図」は、省略し、その図面を青森県農林水産部林政課及びつがる市役所に備え置いて縦覧に供する。）

青森県告示第六百三十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十年十月十一日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十年九月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

図面 番号	道路 種類の	路線名	変 更 の 区 間			変更の 前後別	敷地 の幅員	敷地 の延長	備考
1	国 道	二八〇号	東津軽郡今別町大字浜名字三九郎沢二の二二まで	東津軽郡今別町大字浜名字三九郎沢二の二二まで	東津軽郡今別町大字浜名字三九郎沢二の二二まで	前	七・五〇メートルから 七・二〇メートルまで	五四・〇〇メートル	
			東津軽郡今別町大字浜名字三九郎沢二の二二まで	東津軽郡今別町大字浜名字三九郎沢二の二二まで	東津軽郡今別町大字浜名字三九郎沢二の二二まで	後	七・二〇メートルから 七・五〇メートルまで	五四・〇〇メートル	
			東津軽郡今別町大字浜名字三九郎沢二の二二まで	東津軽郡今別町大字浜名字三九郎沢二の二二まで	東津軽郡今別町大字浜名字三九郎沢二の二二まで	後	二〇・五〇メートルから 二〇・〇〇メートルまで	七六・〇〇メートル	

青森県告示第六百三十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十年十月十一日まで青森県土木整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十年九月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

路線名	供用開始の区間	供用開始日
国道二八〇号	東津軽郡今別町大字浜名字六九から東津軽郡今別町大字浜名字三九郎沢二の二二まで	平成二〇・九・三

公 告

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、上小国地区の県営土地改良事業（農業生産法人等育成緊急整備事業）計画を定めたので、同条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成二十年九月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧の期間
平成二十年九月十六日から同年十月十五日まで
- 三 縦覧の場所
外ヶ浜町役場

公 安 委 員 会

青森県公安委員会告示第九十八号

警備業法（昭和四十七年法律第十七号。以下「法」という。）第二十二條第二項第一号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「新規取得講習」という。）を次のとおり実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和五十八年國家公安委員会規則第一号。以下「講習規則」という。）第二條の規定により公示する。

平成二十年九月十二日

青森県公安委員会委員長 橋本 八 右 衛 門

一 講習の区分

法第二条第一項第二号に規定する警備業務に係る新規取得講習

二 実施期間及び実施時間

平成二十年十一月四日(火)から同月十一日(火)までの六日間(土曜日及び日曜日を除く。)(午前九時から午後四時五十五分まで)

三 実施場所

青森市問屋町二丁目一〇の一〇 青森市はまなす会館

四 受講定員

三十人(予定)

五 受講対象者

受講申込み日において、次のいずれかに該当する者とする。

1 最近五年間に受講しようとする警備業務(以下「当該警備業務」という。)の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して三年以上である者

2 警備員等の検定等に関する規則(平成十七年国家公安委員会規則第二十号。以下「検定規則」という。)(第四条に規定する一級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)(に係る法第二十三条第四項の合格証明書(以下「合格証明書」という。)(の交付を受けている者

3 検定規則第四条に規定する二級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)(に係る合格証明書の交付を受けている警備員であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して一年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

4 検定規則附則第三条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和六十一年国家公安委員会規則第五号。以下「旧検定規則」という。)(第一条第二項に規定する一級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)(に合格した者

5 旧検定規則第一条第二項に規定する二級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)(に合格した警備員であつて、当該検定に合格した後、継続して一年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

六 受講申込みの手続き

1 受講申込みの受付期間等

(一) 受付期間
平成二十年九月二十九日(月)から同年十月三日(金)までの間

(二) 受付時間

午前九時から午後五時までの間

(三) 受付の締め切り

受講申込みの受付は先着順とし、受講申込者の人員が予定人員に達し次第、受付を締め切る。

2 受講申込書の受付場所

青森県内の警察署(警察署分庁舎を含む。)(の生活安全課又は刑事生活安全課

3 申込み方法

六の2の受付場所を受講申込みの書類及び受講手数料を持参して申込みを行うこととし、郵送等による申込みは認めない。

4 受講申込みの書類

講習規則別記様式第一号の受講申込書(申込み前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真一葉をはり付けること。)(一通に、受講対象者に該当することを疎明する次の書面一通を添付すること。
(一) 五の1に該当する者は、警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る書面(以下「警備業務従事証明書」という。)(及び履歴書

(二) 五の2に該当する者は、一級検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)(の合格証明書の写し

(三) 五の3に該当する者は、二級検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)(の合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

(四) 五の4に該当する者は、旧一級検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)(の合格証の写し
(五) 五の5に該当する者は、旧二級検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)(の合格証の写し及び警備業務従事証明書

5 受講手数料

受講手数料三万八千円を青森県収入証紙により、受講申込書提出時に納入すること。

七 講習受付時間

講習初日の午前八時三十分から午前九時まで

八 その他

1 講習終了後、修了審査を行い、講習に係る事項を修得したと認められる者に対し、講習修了証明書を交付する。

2 受講者は、筆記用具を持参すること。
九 受講申込みに関する問い合わせ先

1 青森県警察本部生活安全部生活安全企画課
電話〇一七 七二三 四二二一内線三〇四五

2 青森県内の警察署（警察署分庁舎を含む。）の生活安全課又は刑事生活安全課

青森県公安委員会告示第九十九号

警備業法（昭和四十七年法律第百十七号。以下「法」という。）第二十二條第二項第一号に規定する警備員指導教育責任者講習（法第二十二條第二項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和五十八年国家公安委員会規則第二号。以下「講習規則」という。）第七條に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「資格者証等」という。）の交付を受けている者に対する当該資格者証等に係る警備業務の区分以外の警備業務の区分に係る講習。以下「追加取得講習」という。）を次のとおり実施するので、講習規則第二條の規定により公示する。

平成二十年九月十二日

青森県公安委員会委員長 橋本 八 右 衛 門

一 講習の区分

法第二條第一項第二号に規定する警備業務に係る追加取得講習

二 実施期間及び実施時間

平成二十年十一月七日（金）から同月十一日（火）までの三日間（土曜日及び日曜日を除く。）午前九時から午後四時まで

三 実施場所

青森市問屋町二丁目一〇の一〇 青森市はまなす会館

四 受講定員

八人（予定）

五 受講対象者

受講申込み日において、受講に係る警備業務の区分以外の警備業務の区分に係る資格者証等の交付を受けている者で、かつ、次のいずれかに該当する者とする。

1 最近五年間に受講しようとする警備業務（以下「当該警備業務」という。）の

区分に係る警備業務に従事した期間が通算して三年以上である者

2 警備員等の検定等に関する規則（平成十七年国家公安委員会規則第二十号。以下「検定規則」という。）第四条に規定する一級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る法第二十三條第四項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者

3 検定規則第四条に規定する二級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して一年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

4 検定規則附則第三條の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和六十一年国家公安委員会規則第五号。以下「旧検定規則」という。）第一条第二項に規定する一級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した者

5 旧検定規則第一条第二項に規定する二級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した警備員であつて、当該検定に合格した後、継続して一年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

六 受講申込みの手続き

1 受講申込みの受付期間等

(一) 受付期間

平成二十年九月三十日（火）から同年十月三日（金）までの間

(二) 受付時間

午前九時から午後五時までの間

(三) 受付の締め切り

受講申込みの受付は先着順とし、受講申込者の人員が予定人員に達し次第、受付を締め切る。

2 受講申込書の受付場所

青森県内の警察署（警察署分庁舎を含む。）の生活安全課又は刑事生活安全課

3 申込み方法

六の2の受付場所に受講申込みの書類及び受講手数料を持参して申込みを行うこととし、郵送等による申込みは認めない。

4 受講申込みの書類

講習規則別記様式第一号の受講申込書（申込み前六月以内に撮影した無帽、正

面、上三分身、無背景の縦の長さ三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真一葉をはり付けること。(一通及び既に交付を受けている受講に係る警備業務の区分以外の警備業務の区分に係る資格者証等の写しに、受講対象者に該当することを疎明する次の書面一通を添付すること。

(一) 五の1に該当する者は、警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る書面(以下「警備業務従事証明書」という。)及び履歴書

(二) 五の2に該当する者は、一級検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)の合格証明書の写し

(三) 五の3に該当する者は、二級検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)の合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

(四) 五の4に該当する者は、旧一級検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)の合格証の写し

(五) 五の5に該当する者は、旧二級検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)の合格証の写し及び警備業務従事証明書

5 受講手数料
受講手数料一万四千円を青森県収入証紙により、受講申込書提出時に納入すること。

七 講習受付時間

講習初日の午前八時三十分から午前九時まで

八 その他

1 講習終了後、修了考査を行い、講習に係る事項を修得したと認められる者に対し、講習修了証明書を交付する。

2 受講者は、筆記用具を持参すること。

1 青森県警察本部生活安全全部生活安全企画課

電話〇一七 七二三 四二一一内線三〇四五

2 青森県内の警察署(警察署分庁舎を含む。)の生活安全課又は刑事生活安全課

海区漁業調整委員会

青森県東部海区漁業調整委員会公示第二号

平成二十年九月四日付けで会長及び会長代理委員が互選されたので、青森県東部海区漁業調整委員会規程(昭和三十九年七月 公示第一号)

青森県東部海区漁業調整委員会

青森県西部海区漁業調整委員会

第二条第五項の規定により次のとおり公示する。

平成二十年九月十二日

青森県東部海区漁業調整委員会
会 長 木 村 民 二

職 名	氏 名	住 所
会 長	木 村 民 二	上北郡おいらせ町一川目四丁目二七の三九
会長代理	富 田 由 廣	三沢市鹿中一丁目一四五の七一

青森県西部海区漁業調整委員会公示第二号

平成二十年九月四日付けで会長及び会長代理委員が互選されたので、青森県西部海区漁業調整委員会規程(昭和三十九年七月 公示第一号)第

青森県東部海区漁業調整委員会

青森県西部海区漁業調整委員会

第二条第五項の規定により次のとおり公示する。

平成二十年九月十二日

青森県西部海区漁業調整委員会
会 長 前 田 廣 臣

職 名	氏 名	住 所
会 長	前 田 廣 臣	東津軽郡外ヶ浜町字平館根岸小川二七
会長代理	西 崎 義 三	西津軽郡深浦町大字船作字清滝一一

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一号
青 森 県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町二丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭